

飯綱町子ども読書活動推進計画

飯綱町教育委員会

平成 27 年 1 月

目次

はじめに

第1章 飯綱町子ども読書活動推進計画の策定にあたり

1. 子どもの読書活動推進の意義と必要性
2. 子ども読書活動推進計画策定の背景と位置付け
3. 計画の対象
4. 計画の期間

第2章 飯綱町での子どもの読書活動の現状

- 1) 家庭や地域での現状
- 2) 保育園や小中学校での現状

第3章 計画の基本方針と推進のための役割

1. 計画の基本方針
2. 計画の推進のための役割
 - 1) 家庭や地域の役割
 - 2) 保育園や小中学校の役割

第4章 子どもの読書活動推進のための具体的方策

1. 子どもの読書活動の啓発と醸成
2. 子どもの成長や発達段階に応じた読書に関する環境の整備
3. 子どもの読書活動を推進するための人材育成
4. 子どもの読書活動推進に関わる機関や人々の連携・協力

おわりに



飯綱町ファーストブックキャラクター

“りんごちゃん”と“てんぐちゃん”

はじめに

心の教育の重要性が強く指摘されている今日、読書は子どもの心を豊かにし、生きる力を育むという観点からも極めて重要です。

子どもは、読書をすることによって言葉を学び、思考力を養い、表現力が育ちます。また、作者や物語の登場人物の気持ちを読み取ることで、物語の内容だけでなく、周りの人の気持ちもくみ取れるようになり、人生をより深く生きる力を身に付けていきます。

しかし、現在の子どもたちを取り巻く生活環境は、少子化や核家族化による家族構成の変化や習い事、クラブ活動などの増加による子どもの自由な時間の減少など、大きな変化の中にあります。また、テレビやゲーム、インターネット、携帯電話などの子どもたちが夢中になる映像・情報メディアの急速な発展・普及により、子どもの活字離れ、読書離れが指摘されています。

本町では、これまでも小、中学校におけるブックトークなどの読書活動や公民館での定期的なおはなし会など、それぞれの場所で読書活動を推進する取組を積極的に行ってきました。

「飯綱町子ども読書活動推進計画」は、「子どもの読書活動に関する法律」に基づき、本町における子どもの読書活動の推進に関する、基本的な方向と施策の具体的な取り組みを示したものです。この計画に基づき、今後は、子どもが本を身近に感じ、豊かな読書活動を続けていくことが出来るように、家庭で、保育園で、学校で、地域で、一層力を合わせて読書活動の推進のための環境を整えていきたいと思えます。住民の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

最後になりましたが、この計画の策定にあたり、飯綱町子ども読書活動推進計画策定員の皆様をはじめ、多大なご協力、ご意見をいただきました関係各位に心から厚く御礼申し上げます。

平成 27 年 1 月

飯綱町教育委員会
教育長 寺島 政次

第1章 飯綱町子ども読書活動推進計画の策定にあたり

1. 子どもの読書活動推進計画策定の意義と必要性

子どもにとって読書活動は、「言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、想像力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に着けていく上で欠くことのできないもの」（子どもの読書活動の推進に関する法律第2条一部抜粋）です。

子どもが多様な本と出合うことで、言葉を習得し、多くの知識や情報を取得し、成長の可能性を無限に広げ、子どもが将来に夢や希望を持ち、これからの人生で直面する様々な困難を乗り越える大きな力となります。

さらに、読み聞かせなどの活動を通して、親と子ども、年配者と子どものように、世代を超えた交流が出来ます。これらの活動は物語の内容を伝えることはもちろんのこと、読み手の人柄や生き方、生きざまが反映されるものです。それが子どもに伝わることで、子どもは大人への親近感や信頼感を覚えると共に読書への興味や意欲を深めていきます。

これらのことを踏まえ、「すべての子どもがそれぞれの成長の段階の、あらゆる機会とあらゆる場所において、自主的に読書活動を行うことが出来る」（子どもの読書活動の推進に関する法律第2条一部抜粋）ように町全体でその取り組みを推進、支援していく必要があります。

2. 子ども読書活動推進計画策定の背景と位置付け

国は、平成13年12月に「子どもの読書活動の推進に関する法律」を公布・施行しました。この法律は、すべての子どもの自主的な読書活動を推進するための環境整備を図ることを基本としています。この法律に基づき、平成14年8月には、「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」を策定し、平成14年から18年度までの5年間にわたる施策の基本的方向と具体的な方策を示しました。

長野県では、上記の「基本計画」を踏まえ、平成16年4月、「長野県子ども読書活動推進計画」を策定しました。そして、これまでの取り組みの成果と課題を踏まえて、平成21年3月には「第2次長野県子ども読書活動推進計画」を策定しました。

飯綱町でも子どもの読書活動を町全体で推進していくことは重要であるという認識から、より一層子どもの読書活動の推進を図るためこれらの推進計画を踏まえ、「飯綱町子ども読書活動推進計画」を策定しました。

この計画は、「子どもの読書活動の推進に関する法律」第9条の規定に基づき、策定された国の基本的な計画『子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（平成14年8月制定）』と長野県の推進計画『長野県子ども読書活動推進計画』、『第二次長野県子ども読書活動推進計画』を基本として、飯綱町の状況を踏まえ飯綱町における「子どもの読書活動」を推進するための基本的な考えや取り組みを示したものです。

3. 計画の対象

この計画は、おおむね 15 歳以下の子どもを対象としています。

なお、子どもの読書活動の推進に関わる保護者、読み聞かせボランティア、教育関係者、行政関係者等も対象としています。

4. 計画の期間

読書活動は本来短期間で結果の出るものではなく、継続して実施していくべきものです。社会情勢や飯綱町内の読書環境を考慮しながら、必要に応じて見直しをするため、本計画の期間は平成 27 年度（2015 年度）から概ね 5 年間とします。



第2章 飯綱町での子どもの読書活動の現状

1) 家庭や地域での現状

飯綱町では、平成19年度より保健福祉課と公民館が協力し、乳児とその保護者に対して家庭で0歳児から絵本に親しむことができるように、4カ月検診時にファーストブックとして絵本を手渡し、乳幼児期から保護者が絵本を通じた親子のふれあいの大切さについて理解し、実践できるように働きかけています。

就学前児童の親子が多く集まる子育て支援センターでは、プレイルームに数多くの絵本をそろえ、その場所で絵本を読むことや、借りることが出来ます。また、定期的に読み聞かせを行うことで、子どもが本と出会い、触れ合う機会を作っています。

公民館では、読み聞かせボランティア「おはなしの会」による月2回のおはなし会を行い、絵本の読み聞かせや、わらべ唄遊びなどを定期的に行っています。町内各保育園や小学校、中学校と連携して朝の読み聞かせやおはなし会、地区の行事に出張しておはなし会を行うことで、子どもの読書活動の意識高揚を図っています。

図書に関する環境面では、公民館には図書室があり、子どもの読書活動の拠点となっています。また、飯綱中学校図書館を広く一般に開放し、公民館図書室と連携を図ることで、乳幼児からヤングアダルト^aまで豊富な図書を揃え、子どもがより多くの本と出会う機会を作っています。

しかしすべての家庭で、保護者が子どもに良い読書環境を作り、子どもが日常的に本に親しむ時間を作ることが出来ているわけではありません。また、子どもを取り巻く図書の環境整備は、まだ十分とは言えません。

2) 保育園、小中学校での現状

飯綱町には現在、4保育園、4小学校、1中学校があります。

保育園では、保育士による絵本の読み聞かせを毎日行っています。言葉を覚えてたての未満児に対しても1対1や1対複数での読み聞かせを日々行うなど日常的に絵本に親しめるように努めています。また、毎週金曜日には絵本の貸出しを行い、親子読書の推進を図っています。

小学校や中学校では、全ての学校に図書館司書又は担当職員が配置されています。また、始業前に一斉に読書する「朝読書」や、関係機関や保護者などの読書ボランティアによる読み聞かせやブックトーク^bなどが定期的に行われています。

このため、全く本に触れないという子どもはいますが、読書の質や量にはかなりの個人差が見られます。また、学年が上がるにつれて、本を読む子と読まない子の二極化が見られます。

^a 図書館のサービスでは、おおむね12歳から18歳の子どもたち向けの本を指しています。

^b 図書館司書又は担当職員があるテーマのもとに複数冊の本を、その内容を示して紹介すること。

第3章 計画の基本方針と推進のための役割

1. 基本方針

飯綱町では、このような現状を受けて、下記の4項目を基本方針とすると共に、この計画を定めることで積極的に子どもの読書活動を推進いたします。

1. 子どもの読書活動の啓発と醸成
2. 子どもの成長や発達段階に応じた環境の整備
3. 子どもの読書活動を推進するための人材育成
4. 子どもの読書活動推進に関わる機関や人々の連携・協力の体制づくり

2. 計画の推進のための役割

子どもの読書活動を推進するための主な場所や機関は、大きく分けると「家庭や地域」と「保育園や学校等」の二つになります。そしてそれぞれが下記のような大切な役割を担っており、その役割を果たしながら、連携・協力して子どもの読書活動の推進を図ることが必要です。

1) 家庭や地域の役割

子どもの読書習慣は、日常の生活を通して形成されるものです。また、幼い頃からいかに本に親しんだかが重要になります。その意味では、家庭での読書活動に対する働きかけがとても大切です。

しかしながら少子化や核家族化、保護者の勤務形態の多様化などにより、家庭の様相が変わってきています。また、テレビやインターネット、ゲーム等の情報メディアの普及により、子どもの読書環境も大きく変化しました。

そのような環境の中で読書習慣を身に付けるためには、家庭ばかりでなく、子どもの周りの大人が読書の持つ意義や重要性を認識し、子どもへの読み聞かせや、子どもと一緒に本を読むなど、子どもと本との橋渡しをすることが必要です。また、図書施設も読書活動や情報の拠点として、より積極的に子どもの支援と啓発を果たす役割が求められます。

2) 保育園や小中学校の役割

子どもが初めて集団生活をする保育園は、子どもの世界が家庭から社会へと大きく広がる場所です。保育士や友達との遊びなど、日常のコミュニケーションの他、友達と絵本や物語を見聞きする楽しさを経験する場所です。このように幼い頃に絵本と出合う楽しさや喜びを知ることは、読書の習慣をつける基礎を身に付けることに繋がります。

学校における読書活動では、文字が読め、意味も分かるようになってきた子どもが、自分で本を読む楽しさを覚え、興味にあった読書の幅を広げていくことが出来ます。また、学ぶための読書が始まり、図書館の使い方や情報の調べ方についての基礎を学ぶ時

期です。学校図書館の活用により、子どもたちの主体的な読書活動や学習活動の充実が期待されます。

さらに、保・小・中学校等の各段階において、子どもの成長段階に応じた読書活動を保育士・教員・学校図書館司書や担当職員が支援することは、子どもが自主的な読書習慣を形成することに繋がります。



第4章 子どもの読書活動推進のための具体的方策

1. 子どもの読書活動の啓発と醸成

子どもが自主的に読書活動を行うようになるために最も重要なことは、乳幼児期から読書に親しめる環境づくりをすることです。特に自発的に本を手取ることの出来ない乳幼児期は保護者が読み聞かせをするなど、子どもと共に本に親しむことが必要です。そのためには、子どもが生まれた早い時期から、保護者が読書活動の意義や大切さを理解して、積極的に読み聞かせ等の実践に取り組んでもらうことが大切です。子どものもっとも身近にいる大人から、絵本や童話を読み聞かせてもらうことは、子どもの心に本への親しみを芽生えさせることとなります。

また、保護者だけでなく、周りの大人たちが読書活動に関心を持つことは、子どもの読書に対する意欲を高めることに繋がります。

【方策】

1) 家庭や地域で

- ①町では、乳幼児健康診断を心と身体健康診断ととらえ、読み聞かせやわらべ唄を行う活動を通して、保護者に読書活動の大切さを伝えます。
- ②町では、読み聞かせを行った本の題名や感想など、記録が取れるようなものの導入を工夫し、乳幼児期での読書活動の記録として、親子で振り返ってみる機会の創出を目指します。
- ③町では、4カ月健診時のファーストブックに加え、セカンドブックやサードブック事業について検討します。
- ④子育て支援センターでは、読み聞かせを継続して行い、妊婦や子育て中の保護者の意識の高揚を図ります。
- ⑤町では、公民館図書室司書や読書ボランティアによる、放課後児童クラブなどでの、読み聞かせを推進します。
- ⑥町では、学校や保育園と協力しながら、親子や家族で読書活動が行えるようなノーメディアデー、ノーゲームデーを設け、推奨します。
- ⑦町では、子どもや子どもを取り巻く大人に、読書活動に対する関心を高めてもらえるように、「子ども読書の日[○]」をはじめとした、図書に関する行事を定期

○ 子どもの読書活動の推進に関する法律により、国民の間に広く子どもの読書活動について関心

的に開催し、より充実させます。

⑧子どもや子どもを取り巻く大人に、子どもの読書活動の大切さや本の紹介、町で行われる様々な催しを伝えるために、『公民館報いいつな』や防災行政無線等で積極的に広報活動を行います。

⑨町では、読書活動の講演会などを積極的に開催し、妊娠中の方や子育て中の保護者に対し子どもの読書活動の大切さを伝え、意識の高揚を図ります。

2) 保育園や小中学校で

①保育園・小中学校からの図書館便り等で、子どもの読書活動の大切さや本の紹介などを掲載することで、保護者の関心の高揚を図ります。

②保育園では、読み聞かせの時間を継続して確保し、子どもたち自身が自由に本を選べるように、幅広い内容の本を取り入れる等、読書に親しめる環境づくりに努めます。

③学校での朝読書など、全校一斉の読書活動の時間の確保を継続して行い、読書時間の拡大に努めると共に、子どもが読書に親しむきっかけと習慣化を図ります。

④小中学校では、春や秋の読書週間、読書旬間をはじめとし、様々な機会に合わせた特設コーナーの設置に努め、子どもに読書の楽しさや大切さを伝えていきます。

2. 子どもの成長や発達段階に応じた読書に関する環境の整備

子どもが読書を習慣づけるためには、子どもが集まる様々な場所で、本と出合う機会を設けることが大切です。そのためには、子どもの生活の身近なところに、成長や発達段階に応じた読書の出来る環境を整備することが必要になってきます。また、各年代でのおすすめの本を整備することで、子どもの読書活動のきっかけ作りを図り、読書活動の幅を広げたり深めたり出来るような環境を整えます。

【方策】

1) 家庭や地域で

①町では、保護者の読み聞かせや子どもの読書活動の指針となるように、各年代

と理解を深めると共に、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、4月23日が子ども読書の日と定められています。

に応じた「おすすめ本リスト」を作成し、町の図書施設にそれらの本を整備します。

②町では、「おすすめ本リスト」等を利用して、各家庭の本棚づくりの啓発をします。

③町では、子どもが多く集まる場所（放課後児童クラブやりんごパークセンター、牟礼駅等）での図書コーナーの設置を検討し、その充実を図ります。

2) 保育園や学校等で

①保育園では、各園にある図書コーナーの充実を図ります。

②小中学校では、「学校図書館図書標準^d」を目標に計画的に図書資料の整備・充実を図ります。

③小中学校では、引き続き図書館司書又は担当職員の配置をすることで、年齢幅の広い子どもと本をつなぐ手助けをします。また、学級文庫の充実を図ります。

④保育園・学校等では、公民館図書室の団体貸出し制度を積極的に利用し、子どもと本が出合う機会を増やしていきます。

3. 子どもの読書活動を推進するための人材育成

子どもの読書活動を推進していくためには、子どもと本とを橋渡しする大人の存在が重要になります。子どもの心に寄り添いながら、読書の世界へと誘えるような人材を育成していきます。また、そのような人材を育て、子どもの読書に関心を持つ人を増やすことで、読書を通じたコミュニティの構築（世代間をつなぐ読書活動）を図るため、子どもの読書活動に関わる人たちが研修に努め、スキルアップすることが大切です。

【方策】

①町では、図書館司書や担当職員、保育士、教員、読書ボランティア等の、子どもの読書活動に関わる人たちが、積極的に先進的な地域や指導者から学び、さらなるスキルアップを図れるように研修会等を開催します。

②町では、町民の読書活動への関心を高め、読書ボランティアに参加する人材育

^d 平成5年に文部省（当時）が、効率の義務教育諸学校において、学校図書館の図書の整備を図る際の蔵書冊数の目標として設定したものです。

成を図るため、読書ボランティア養成講座等を開催します。

- ③町では、読み聞かせボランティアの知識習得や技術向上のための、自己研鑽活動の支援に努めます。

4. 子どもの読書活動推進に関わる機関や人々の連携・協力

子どもに関する読書活動を効果的に推進するためには、子どもに関わる様々な機関や人々が、情報交換をし合い、連携・協力して推進することが必要です。

【方策】

- ①子育て支援センターや児童クラブ、保育園、学校、健康管理センター、公民館等の子どもに関わる各機関が連携協力を図るため、関係者からなる「子ども読書活動推進連絡会」を設置し、必要に応じて推進会議を開き、本計画を推進します。
- ②教育委員会において、本計画に計上した内容の進捗状況を把握し、事業の継続的な進行管理を行います。

おわりに

この推進計画は、全ての子どもが自由に本と出会うことができる機会を作り、自主的な子どもの読書活動を保障するための環境作りを目指すものです。

子どもの身体の成長にはバランスのとれた食事が必要なように、心が成長するためには、周囲の大人からの愛情や仲間との遊び、様々な体験や学習が必要です。この心を育てる大切な要素の一つとして読書は位置づけられます。

これからの子どもたちの豊かな成長のために、読書活動を一層推進していくことが求められています。町は子どもの読書活動の推進を通じて、あたたかく子どもたちを育ていきたいと思えます。



参考資料

子どもの読書活動の推進に関する法律

(平成13年法律第154号)

(目的)

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第二条 子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化

に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

○衆議院文部科学委員会における附帯決議

政府は、本法施行に当たり、次の事項について配慮すべきである。

一 本法は、子どもの自主的な読書活動が推進されるよう必要な施策を講じて環境を整備していくものであり、行政が不当に干渉することの無いようにすること。

二 民意を反映し、子ども読書活動推進基本計画を速やかに策定し、子どもの読書活動の推進に関する施策の確立とその具体化に努めること。

三 子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、本に親しみ、本を楽しむことができる環境作りのため、学校図書館、公共図書館等の整備充実に努めること。

四 学校図書館、公共図書館等が図書を購入するに当たっては、その自主性を尊重すること。

五 子どもへの健全な成長に資する書籍等については、事業者がそれぞれの自主的判断に基づき提供に努めるようにすること。

六 国及び地方公共団体が実施する子ども読書の日趣旨にふさわしい事業への子どもの参加については、その自主性を尊重すること。

飯綱町子ども読書活動推進計画策定委員会設置要綱

(目的)

第1条 子どもの読書活動の推進に関する法律（平成13年法律第154号）第9条第2項の規定に基づき、飯綱町子ども読書活動推進計画を策定するため、飯綱町子ども読書活動推進計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 策定委員会は委員12人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱する。

- (1) 社会教育委員
- (2) 学校関係者、保育及び幼児教育関係者
- (3) 図書施設運営委員
- (4) 読書活動推進団体関係者
- (5) 識見を有する者
- (6) その他教育委員会が必要と認める者

(任期)

第3条 委員の任期は、委嘱の日から飯綱町子ども読書活動推進計画の策定が終了する日までの間とする。ただし、委員に欠員を生じた場合における補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により選出する。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長がこれを招集し、委員長が会議の議長になる。

- 2 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、教育委員会生涯学習係において行う。

(報償)

第7条 委員の報償は、飯綱町特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年飯綱町条例第31号）第1条を準用する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この告示は、平成25年8月1日から施行する。